

当社にて、安全衛生責任者/職長教育および各種特別教育が受けられます！

職長・安全衛生責任者教育について

※受講は5名様より受付いたします。

※下記の受講料には、テキスト代および消費税が含まれます。(出張費は別途になります)

※受講資格は18歳以上、実務経験5年以上です。

※下記の受講料には、テキスト代および消費税が含まれます。(出張費は別途になります)

	講習科目	法定時間			1名様あたりの受講料		
		学科	実技	計	5~10名様	11~15名様	16~20名様
1	安全衛生責任者および職長教育	講習2日間			¥13,650	¥12,600	¥11,550
2	安全衛生責任者教育	講習1日間			¥9,450	¥9,450	¥9,450

※この他にもお客様の要望により出張サービスにて機械の取扱説明等も随時お答えします。

特別教育について

※受講は5名様より受付いたします。

※下記の受講料には、テキスト代および消費税が含まれます。(出張費は別途になります)

※受講資格は18歳以上、実務経験3年以上です。

※下記の受講料には、テキスト代および消費税が含まれます。(出張費は別途になります)

	講習科目	法定時間			1名様あたりの受講料		
		学科	実技	計	5~10名様	11~15名様	16~20名様
1	アーク溶接等の業務	11	10	21	¥10,500	¥9,450	¥8,400
2	低圧電気取扱い等の業務	7	7	14			
3	吊上げ荷重5t未満のクレーンの操作	9	4	13			
4	高所作業車(作業床の高さが10m未満の物)	6	3	9			
5	ローラーの運転の業務	6	4	10			
6	不整地運搬車の運転業務(最大積荷重1t未満の物)	6	6	12			
7	車両系建設機械(機体重量3t未満の物) (整地・運搬・積込・掘削)	7	6	13			
8	小型車両系建設機械(解体用)の運転の業務	6	6	12			
9	巻上げ機の運転の業務(動力により駆動される巻上げ機)	6	4	10			
10	フォークリフトの運転の業務(最大荷重1t未満の物)	6	6	12			
11	車両系建設機械(基礎工事用)作業装置の操作	5	4	9			
12	軌道装置の動力車の運転の業務	6	4	10			
13	自由研削砥石の取替え等の業務	4	2	6			
14	振動工具の取扱い作業(チェンソー以外の物)	講習 4.0時間					

知っていますか？この作業には『こんな資格』が必用です！

振動工具の取扱い作業特別教育が必用です！

基発258号

チップパー・ブレイカー等
振動する工具



自由研削といしりの取替え業務特別教育が必用です！

安衛則36条-1

グラインダー・高速切断機等



分電盤の漏電遮断機の「ON・OFF」と配線等には、低圧電気取扱い等の業務特別教育が必用です！

安衛則36条-4

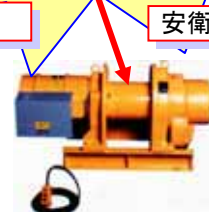
分電盤の操作



動力を用いて、ワイヤーをドラムに巻き作業する時は、巻上げ機の運転特別教育が必用です！

ウインチ(巻上機)

安衛則36条-11



少人数より出張講習も承ります！